

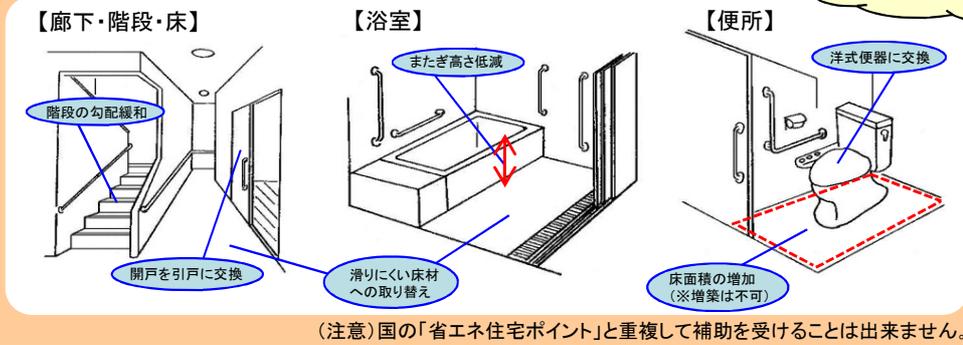
# (H27年度)長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業を実施します。

## 事業の概要

県では**バリアフリー・安全型リフォーム工事**※1を行う住宅※2の所有者※3に対し、市町を通じて助成を行います。

※1県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人が施工するもの(ただし、市町により市町内の業者に限る場合があります。) ※2一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの)又はマンション等の専有部分 ※3自ら所有し、居住する又はリフォーム後居住しようとする者 (注意)工事着手前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

### 補助対象工事例 (詳細は裏面へ)



(注意)国の「省エネ住宅ポイント」と重複して補助を受けることは出来ません。



補助額  
**10万円**  
裏面の補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限ります。

## H26年度からの変更点

※印部分は市町により取り扱いが異なります

- ・「バリアフリー・安全型リフォーム」を継続します。
- ・エコリフォームについては、国の『省エネ住宅ポイント制度』を利用出来ます。(詳しくは裏面へ)
- ・「バリアフリー・安全型リフォーム」の対象工事内容を変更しました。(詳しくは裏面へ)
- ・**業者見積書の添付が不要になりました。\***(工事費は裏面の表にある単位当たりの金額で算出して頂きます。)
- ・**申請書類を簡素化しました。**(下表をご覧ください。)

	H26年度	H27年度
補助対象工事	バリアフリー・安全型リフォーム 省エネ型リフォーム 防災型リフォーム	バリアフリー・安全型リフォーム 国の『省エネ住宅ポイント』をご利用下さい。 (詳しくは裏面へ)
補助額	最大30万円	<b>10万円</b> (裏面の補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限ります。)
申請書類	①着工前の写真 ②所有者が確認できるもの(登記等) ③補助対象工事費確認シート(指定様式) ④委任状(代理申請する場合) ⑤その他市町長が必要と認める書類 ・性能向上の内容が確認できる図書(カタログ等)、他 ⑥案内図 ⑦業者見積 ⑧性能向上内容チェックシート(指定様式)	①着工前の写真 ②所有者が確認できるもの(登記等) ③補助対象工事費確認シート(指定様式) ④委任状(代理申請する場合) ⑤その他市町長が必要と認める書類 ・性能向上の内容が確認できる図書(カタログ等)、他 <b>不要にして簡素化※</b>

## 申請窓口

◎申請窓口は**お住まいの市町**になります。

◎実施時期や具体的な手続き等については、市町により異なります。詳しくは市町の窓口へお問い合わせ下さい。県住宅課ホームページ「住まいの玉手箱」(<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~sumai/>)や広報等でも随時お知らせしていきます。

# 補助対象工事と工事費

改修工事の内容(一体工事を含む)		単位あたりの金額	単位
① 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事		614,600円	箇所数
② 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	472,300円	施工面積(m <sup>2</sup> )※1
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	495,400円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	26,800円	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,500円	箇所数
	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事	514,600円	箇所数
③ 便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	271,700円	施工面積(m <sup>2</sup> )※2
	便器を座便式のものに取り替える工事	348,400円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	306,700円	箇所数
④ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という))	447,800円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事(戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という))	136,100円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,700円	箇所数
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	20,500円	施工面積(m <sup>2</sup> )
	ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事	14,000円	箇所数※3

対象工事費の合計が50万円以上であること

※1、※2 工事後(既存+増加分)の床面積とし、面積や寸法等の基準を設けています。詳しくは下記住宅課にお問い合わせ下さい。

※3 施工箇所(便所、浴室など)ごとに算定します。詳しくは下記住宅課にお問い合わせ下さい。

(注意)国費の含まれる別の補助金(省エネ住宅ポイント等)を受けている又は受ける予定のものは、補助の対象になりません。

問い合わせ先

長崎県土木部住宅課 まちづくり班 TEL095-894-3104

住まいの玉手箱 

ここまでの、長崎県住宅性能向上リフォーム支援事業の案内です。



## 省エネ住宅ポイントについて (※省エネ住宅ポイントは国の助成制度です)

ポイント発行申請×切: 予算状況又は遅くとも平成27年11月30日まで

下記のエコリフォームを行うと商品等と交換が出来るポイントが発行されます。

<補助対象工事内容>

次の①～③のいずれかの改修工事

①窓の断熱改修

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

③設備エコ改修工事

(エコ住宅設備※を3種類以上設置する工事)

※太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓

①～③に併せて行う以下の工事等

- ・バリアフリー改修(手すり設置、段差解消、廊下幅等拡張)
- ・エコ住宅設備(2種類以下)
- ・リフォーム瑕疵保険への加入
- ・耐震改修工事
- ・既存住宅購入後のリフォームによるポイント加算

最大30万ポイント(耐震改修工事を行う場合は15万ポイントが別枠で加算されます。)

◎リフォームの他に、「エコ住宅の新築」や「完成済み購入タイプ(エコ新築住宅の購入)」でもポイントが発行されます。詳細は省エネ住宅ポイント事務局のホームページで! (<http://shoenejutaku-points.jp/>)

問い合わせ先

省エネ住宅ポイント事務局 TEL0570-053-666

省エネ住宅ポイント事務局 